

握る手の暮らしに差別のない温(ぬく)み

姫野 正夫 さん

ネットに「外国の人から見た日本人はどんな人たち?」があり、それには「迷信深い」「周りを気にする」などがあげられていました。日豊教区・部落差別・諸差別からの解放協議会が編集している「門徒もの知らず・暮らしの中の迷信と差別」に、「昔ながらの迷信や、非合理な偏見が『同和問題』の解決に深い影響を落としているということは、1965年の『同和対策審議会答申』にも触れられています。しかし私たちには”おかしな慣習”とまでは感じつつも正面からそのことを考えることを放棄してきただように思います。(中略)そこに自立を妨げる因習の怖さがあり、悲しさがあるのだと思います。確かめることもないまま因習や風聞(フウブン)に流されることが、どれほど他人を傷つけ、自らも傷つくことを考えれば”少しばかりの勇気”をもつて歩み出すことの大切さに気づかれます」とあります。今回は迷信について考えてみたいと思います。

1、迷信が丙午(ヒノエウマ)の年の出生数を下げる

全国の丙午(ヒノエウマ)の年の出生数が記録としてあるのは、1

906(明治39)年と1966(昭和41)年です。1906年は139万人出生しています。前年より6万人、翌年より22万人少ない数です。前後年の平均と比べて約10%減少しています。1966年の出生数は136万人で、前年より46万人・翌年より58万人少なく、前後年の平均より27%も減っているのです。1966年の驚くほどの出生数低下を作り出したのは、ある女性週刊誌の記事の影響でした。

丙午(ヒノエウマ)生まれの女性は気性が激しく夫の命を縮めるという迷信は、丙午(ヒノエウマ)の年には火災が多いという江戸時代初期の迷信が、八百屋お七が丙午(ヒノエウマ)生まれだとされて、女性の結婚に関する迷信に変化して広まりました。八百屋お七は「恋仲の寺小姓に会いたい一心で自宅に放火した丙午(ヒノエウマ)に生まれの八百屋お七」として淨瑠璃や歌舞伎などの芝居の題材として取り上げられていますが、史実はほとんどわかつていません。「天和笑委集」に「恋のため放火し火あぶりにされた八百屋の娘」とあるだけです。丙午(ヒノエウマ)に生まれた

2、いまだに残る不浄という名の迷信

寺住職の藤村さんが講演で、迷

八百屋お七の物語が、いつのまにか迷信を生みだし、明治時代以降にも残り1906年の丙午生まれの女性が結婚適齢期になる1924(大正13)年ごろから縁談が破談になつた女性の自殺の報道が相次ぎます。この迷信は次の丙午(ヒノエウマ)の年である1966年に是、ひどい悪影響をおよぼし子どもをもうけるのを避けたり妊娠中絶を行つたりした夫婦が地方や農村部中心に多く出ています。子どもを産む産まないで離婚調停に至つたり近所から嫌がらせを受けたりしたなどの相談が多発しています。丙午迷信に民衆が振り回される事態に、村長主導で「迷信追放の村」を宣言した村や法務省の地方法務局が主催となつて「ひのえうま追放運動」を展開した市もあります。2026年は丙午(ヒノエウマ)の年にあたります。根拠のない迷信に振り回されないように子どもや孫に正しい知識をしつかり伝えたいものです。

残つているという話をしました。白不浄はお産のことでのお宮参りの時母親は鳥居から入れず祖母が赤子をだいてまいる慣習は迷信からうまれています。赤不浄は血・月経のことでの迷信は女性差別を生み出しています。黒不浄は死のことで、死んだ人を不浄として扱う迷信は、着物の左前・茶碗に山盛りにもつたごはんとそれに刺した箸(ハシ)・枕団子・死んだ人の茶碗をわるなどの因習としてありますと話していました。藤村さんは、幼い子どもを亡くした母親から「清め塩」をしてることに対して、「私の亡くなつた子どもはケガれているのですか」といわれハッとしたそうです。自分の父が亡くなり病院から自宅へもどる父の死体の横で幼い息子が寝ているのを見た人が非難しました。その時、父の靈が孫にわざわいをおよぼすはずはない。死者の靈を不浄なものとする迷信を無くさないといたいものでした。

藤村さんは、疑問を持たずに聞かされたことを、次の時代に送ることがないと強く感じたそうです。藤村さんは、迷信がなくならない原因であり、見直す事が大切と話を結んでいました。